

【8用 語】

【水帳…みずちよう】「検地帳」のことで、検地（田畑等の測量調査）の結果を記録した帳簿。「縄打帳」（なわうちちよう）ともいう。

【下々田…げげでん】田地を等級分けしたうちの最下級の田

【小以…こい】数量の小計の意

【上畑…じようはた】畑作地を等級分けしたうちの最上級の畑

【町・反・畝・歩…ちよう・たん・せ・ぶ】土地の面積を表す単位、一町＝十反、一反＝十畝、一畝＝三十歩、一步＝一坪。町・反・畝・歩で表した面積を反別という。

【川欠…かわかけ】河川の氾濫によつて田畑が流失・荒廃すること
【永引…えいびき】荒廃した耕地の復旧が困難な場所の年貢を永久に免除すること

【麦田…むぎた】稲のあとに麦を植えるなどの裏作が可能な田。米・麦二毛作の田、石盛は上田扱い。

【8解 説】

検地とは、村の田畑屋敷一筆ごとに面積を実地丈量して反別・耕作人などを査定することであり、その台帳を「検地帳」・「水帳」・「縄打水帳」などと呼んだ。検地は、支配領主が土地と村民を把握するために実施したもので、これが基礎となつて村の石高が決定し、村々へ年貢が賦課されることになった。本文は、土地一筆ごとに名所（などころ、小字名）、地目（ちもく、田畑屋敷の区別）、反別（たんべつ、面積）、名請け人（耕作者）の順に記載されており、最後に田畑屋敷の等級ごとに集計して石高が算出された。

利根川の左岸に位置する群馬郡新堀（にいぼり）村（現、前橋市）は元禄十三年（一七〇〇）当時、前橋藩十三万石の城主酒井忠挙（ただたか）の所領であった。この水帳（写本）は、本文の末尾にも記されているように、寛文八年（一六六八）の検地帳（古水帳）と対比照合し、寛文の検地以降、新たに川欠永引きとなつた田畑など、その実態に即して訂正を加えたものとされる。このときは全耕地を実測することなく、寛文検地を再確認したものと考えられている。